

1 (3) アイルランド

2 ① 侵入リスク

3 a. 生体牛

4 EU 域内からの生体牛の輸入については、1989 年 7 月に、英国で 1988
5 年 7 月 18 日以前に生まれた牛及び BSE 患畜とその疑似患畜である産仔の
6 EU 域内への輸出が禁止された。1996 年には、英国からの生体牛の EU 域
7 内への輸出が禁止され、1998 年にはポルトガルからの生体牛の輸出が禁止
8 された。その後、2004 年にポルトガルからの当該輸出禁止措置が解除され、
9 2006 年には英国からの輸出禁止措置も一定の条件を課した上で解除され
10 た(参照 1, 2)。

11 EU 域外からの生体牛の輸入については、2001 年に、欧州議会・理事会
12 規則（2001/999/EC : TSE 規則）Annex IX の規定により、輸出国の BSE
13 ステータス分類に応じた輸入条件が適用されている。輸出可能国は欧州委
14 員会規則（2010/206/EU）に規定される第三国リストに記載され、輸入時
15 には、国境検査所（BIP）による検疫検査の上、輸入を認める書類が発行さ
16 れる。その後、輸入が認められた生体牛が EU 域内を移動する際に当該書
17 類が必要となった(参照 1, 2)。

18 b. 肉骨粉等

19 EU 域内からの肉骨粉の輸入については、1996 年に、英国からのほ乳動
20 物由来の肉骨粉の EU 域内への輸出が禁止された。1998 年には、ポルトガ
21 ルからのほ乳動物由来の肉骨粉の EU 域内への輸出が禁止された。2001 年
22 には、家畜飼料用の肉骨粉等を含む加工動物性たん白質の輸入が禁止され
23 た(参照 1, 2)。2002 年には、動物由来副産物及び加工品の収集及び輸送
24 に関する条件について、仕向け先の政府当局の許可、表示、車両の洗浄・
25 消毒等が規定され、これらの規定を満たす場合を除き輸送が認められてい
26 ない(参照 2)。

27 ② 国内安定性（国内対策の有効性の評価）

28 a. 飼料規制（規制内容）

29 アイルランドは、1994 年から実施した EU に先駆け、1990 年 8 月から
30 反すう動物用飼料としての肉骨粉の販売及び給与を独自に禁止した。1996
31 年 10 月には、ほ乳動物由来肉骨粉を用いた豚・鶏用飼料の製造に対し許可
32 制を導入するなどの飼料規制の強化が図られた(参照 1, 2)。

33 2001 年 1 月には、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)
34 について、全ての家畜への給与が完全に禁止された。これらの法規制によ
35 り、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)を反すう動
36 物用飼料に供することが不可能となった。なお、2001 年 1 月以前の動物由
37
38

1 来たたん白質については、市場、流通経路及び農場から在庫を回収すること
2 が法律で規定された。また、不溶性不純物の含有量が 0.15%を超える反す
3 う動物由来の油脂の使用が禁止されている(参照 1, 2)。

4 5 **b. SRMの処理及び利用実態**

6 アイルランドは、12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び
7 脊髄、30 か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並
8 びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）、全月齢の扁桃並び
9 に小腸の後部 4 メートル、盲腸及び腸間膜を SRM として定め、食品とし
10 ての利用を禁止している。除去した SRM を処分する際は、欧州委員会規則
11 に基づき、粒子径 50 mm 以下で、中心温度 133℃、30 分、3 気圧以上の条
12 件下でレンダリング処理後、焼却処分される(参照 3)。また、死亡牛につい
13 てもこれと同様である(参照 3, 4)。

14 「a. 規制内容」に記載のとおり、アイルランドでは、原則として、動物
15 由来たん白質について、全ての家畜への給与が禁止されている。そのため、
16 レンダリング施設に由来する副産物は、一部の動物性油脂を除き、牛用飼
17 料を含め家畜用飼料の原料とされない。

18 19 **c. レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策**

20 レンダリング施設については、EU 規則に基づき、動物性副産物をリスク
21 別にカテゴリー1～3の 3つに分け、専用の処理ラインで処理される。カテ
22 ゴリー1は TSE に罹患した動物に由来するものや SRM 等、カテゴリー2
23 はカテゴリー1を含まない死亡牛の部位等、カテゴリー3はその他の低リス
24 クと考えられる動物性副産物である(参照 4)。2018年6月現在、アイルラ
25 ンドにはカテゴリー2の動物性副産物を処理する施設はない(参照 3)。

26 飼料については、前述のとおり、EU 規則に基づき、2001年1月に、動
27 物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。）について、全ての
28 家畜への給与が完全に禁止された。なお、特定の厳しい条件下に限り、非
29 反すう動物用飼料に魚粉・動物由来第二リン酸カルシウム・血液製品（動
30 物性たん白質）を使用することが可能であるが、反すう動物用飼料を製造
31 する建物内において動物性たん白質を製造することは、法律で禁止されて
32 いる(参照 1, 2)。

33 34 **d. レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守状況**

35 一部、厚生労働省に確認中の事項のあるため未記載

1 ③ サーベイランスによる検証（BSEサーベイランスの概要）

2 アイルランドは、BSE を 1989 年 4 月から通報対象疾病に指定し、牛の所
3 所有者又は獣医師等は、BSE の疑いがある牛又はその枝肉を発見した場合は、
4 DAFM 長官又は同省地域獣医事務所の検査官に通報しなければならないと
5 された(参照 2)。

6 1996 年から、BSE 陽性牛の同居牛に加え、コホート牛及び子孫のサーベ
7 イランスが開始された。2000 年には、健康と畜牛 965 頭及び死亡牛 550 頭
8 の検査が実施された。2001 年 1 月には、30 か月齢超の全ての健康と畜牛及
9 び 24 か月齢超の全ての緊急と畜牛の検査が、同年 6 月には、24 か月齢超の
10 全ての死亡牛の検査が義務付けられた(参照 1, 2)。

11 2009 年 1 月には、欧州委員会決定（2008/908/EC）に基づき、健康と畜牛、
12 緊急と畜牛及び死亡牛の検査対象月齢が 48 か月齢超に引き上げられた(参照
13 2)。2011 年 7 月には、欧州委員会決定（2011/358/EU）に基づき、健康と畜
14 牛のみ検査対象月齢が 72 か月齢超へとさらに引き上げられた(参照 2)。そし
15 て、2013 年 3 月 4 日には、健康と畜牛の検査を廃止した(参照 5)。

16 スクリーニング検査のためのサンプリングについては、EU 規則に準拠し
17 た衛生標準作業手順（SSOP）に基づき実施されている(参照 6)。スクリーニ
18 ング検査は DAFM により承認された 4 か所の迅速診断検査施設（RTL）で
19 実施されている。ウエスタンブロット法、免疫組織化学検査及び病理組織学
20 的検査による確定診断は国立リファレンス研究所（NRL）のみで実施されて
21 いる(参照 2, 6)。

22 アイルランドの各年度の BSE サーベイランス頭数を表 ● に示した。2017
23 年には、アイルランド国内では 60,334 頭の牛について BSE 検査が実施され
24 た。内訳は死亡牛が 59,789 頭、緊急と畜牛が 529 頭及び臨床的に BSE が疑
25 われる牛が 16 頭であった(参照 2, 7, 8)。

26 サーベイランスの結果は、OIE が管理されたリスクの国に求める 10 万頭
27 に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能なサーベイランスの水準を満たしている。
28

第 111 回プリオン専門調査会

「IV. 2. 「生体牛のリスク」に係る措置（アイルランド）（案）」

1

表● アイルランドの各年のBSEサーベイランス頭数

年	BSE 検査頭数				BSE 検査陽性牛* (うち非定型)
	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床的に疑われる牛	
1989	—	—	—	—	15
1990	—	—	—	—	14
1991	—	—	—	—	17
1992	—	—	—	—	18
1993	—	—	—	—	16
1994	—	—	—	—	19
1995	—	—	—	—	16
1996	—	—	—	138	74
1997	—	—	—	159	80
1998	—	—	—	174	83
1999	—	—	—	190	95
2000	965	550	232	349	149
2001	636,930	24,612	893	472	246
2002	610,002	76,203	2,169	491	333
2003	599,529	84,983	2,485	344	182
2004	604,971	85,300	2,314	275	126
2005	678,663	90,536	2,080	242	69
2006	740,015	100,662	2,477	177	41
2007	758,414	86,981	1,957	108	25
2008	686,329	98,787	2,203	94	23
2009	313,352	70,905	1,062	44	9
2010	327,135	63,692	762	35	2(1)
2011	284,867	52,468	1,060	22	3(2)
2012	239,714	57,076	1,263	14	3
2013	81,394	73,477	1,014	10	1(1)
2014	3	47,885	818	13	0
2015	0	49,883	974	11	1
2016	0	59,271	755	16	0
2017	0	59,789	529	16	1(1)

2

* 2013年3月にも1頭のBSE検査陽性牛が確認されている。

3

アイルランドサーベイランス結果より作成。(参照 2, 7, 8)

1 ④ B S E 発生状況

2 a . 発生の概況

3 アイルランドでは、1989年に初めて BSE 検査陽性牛が確認されて以降、
4 2002 年の 333 頭をピークに、これまで合計 1,661 頭の BSE 検査陽性牛が
5 確認されている（2018 年 6 月現在）。このうち 5 頭が非定型 BSE（H 型 4
6 頭と L 型 1 頭）である。

7
8 b . 出生コホートの特性

9 出生年別の BSE 検査陽性牛の頭数を図●に、飼料規制強化後に出生した
10 定型 BSE 検査陽性牛を表●に示した(参照 2, 3, 7, 8)。

11 定型 BSE 検査陽性牛の出生時期については、1995 年生まれが最も多か
12 った。完全な飼料規制（全ての家畜への動物由来たん白質（牛乳、乳製品
13 等一部のものを除く。）の給与禁止）が実施された 2001 年 1 月以降に生ま
14 れた定型 BSE 陽性牛は、合計 12 頭である。(参照 2, 3, 7)このうち、11 頭
15 は 2004 年 4 月までに生まれた牛であるが、2010 年 1 月生まれの牛で定型
16 BSE 陽性牛が 1 頭確認されており、これが最も遅く生まれた定型 BSE 陽
17 性牛である。

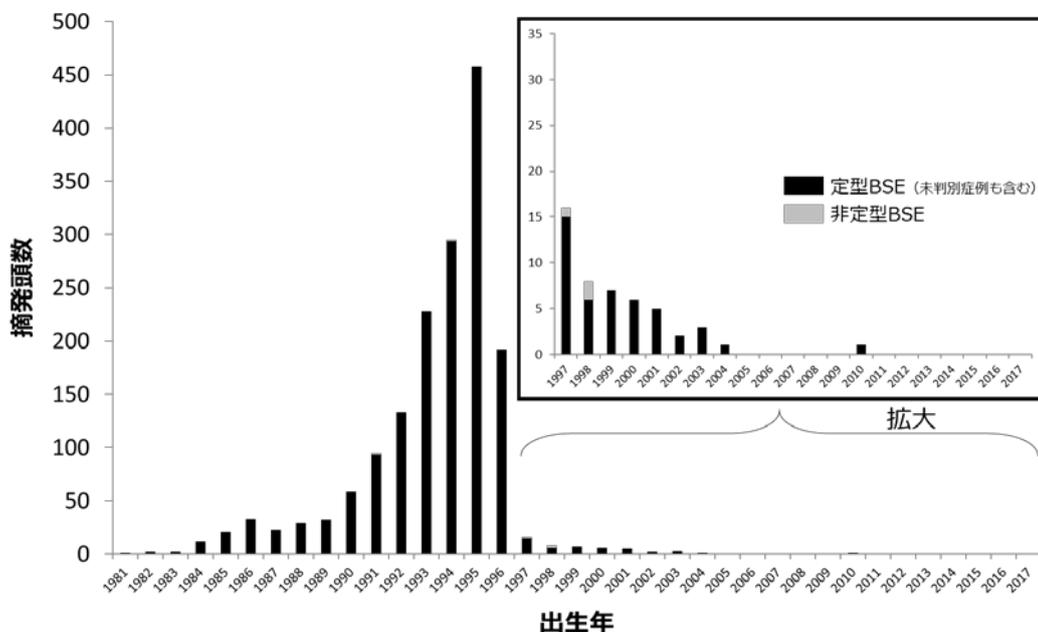
18
19 c . 近年確認された定型 B S E 陽性牛に関する疫学調査

20 DAFM は、2015 年に確認された、2010 年 1 月生まれの定型 BSE 陽性
21 牛（以下、「当該牛」という。）について、感染源の調査等を目的とした疫
22 学調査を実施した。

23 DAFM は、DAFM が定めるプロトコルに従い、当該牛が生まれた農場
24 において 2009 年から 2011 年までに生まれた牛を「コホート」と見なし、
25 これらの牛について調査を行った。コホートとして特定された 63 頭の牛は、
26 と畜された後、BSE 検査に供された。結果は全て陰性であった。なお、当
27 該牛は 4 頭の産仔があり、これらについても同様の検査を行ったところ、
28 結果は全て陰性であった。

29 飼料については、当該牛が生まれた農場では 2009 年から 2010 年までの
30 間に 5 つの飼料事業者から購入していた。うち 4 つはアイルランド国内、1
31 つは北アイルランド（英国）の事業者であった。アイルランド国内の事業
32 者については、その 2 年間に DAFM が 52 検体をサンプリングし検査した
33 が、動物由来の成分は検出されなかった。また、北アイルランドの事業者
34 についても同様に、その 2 年間に北アイルランド農業農村地域開発省
35 （DARDNI）が 10 検体を検査したが、動物由来の成分は検出されなかつ
36 た。また、当該牛に代用乳は給与されていない。なお、当該農場では、2002
37 年 7 月にも定型 BSE 陽性牛が確認されているが、発生確認後、同居牛は全
38 て処分され、飼料の保管場所及び牛舎の清掃がなされた。これを DAFM が

1 確認した後、2002 年 9 月に再び牛が導入された。
 2 その他、環境からのばく露、垂直感染及び医原性の感染の可能性につい
 3 ても調査がなされたが、それらの経路を介して BSE プリオンにばく露され
 4 た証拠は確認されなかった。
 5 DAFM は、BSE プリオンへの感染源の調査は、ばく露から当該牛の確認
 6 までの時間的隔たりから、困難であるとしたうえで、飼料への交差汚染が
 7 感染源である可能性はかなり小さいとしている。一方、古い飼料の粒子の
 8 残留に偶発的にばく露された可能性及び環境からばく露があった可能性は
 9 完全には否定できないとしている。なお、当該牛の肉等は焼却処分され、
 10 食品及び飼料チェーンには入っていない(参照 9)。



12 図● アイルランドの出生年別の B S E 検査陽性牛頭数(参照 2, 3)

13

14

15

第 111 回プリオン専門調査会

「IV. 2. 「生体牛のリスク」に係る措置（アイルランド）（案）」

1

表● 飼料規制強化後に生まれた定型 B S E 検査陽性牛

誕生年月	確認年	月齢	区分
2001 年 2 月	2009 年	96 か月齢	死亡牛
2001 年 3 月	2005 年	52 か月齢	死亡牛
2001 年 3 月	2006 年	66 か月齢	臨床的に疑われる牛
2001 年 9 月	2005 年	44 か月齢	死亡牛
2001 年 11 月	2008 年	79 か月齢	臨床的に疑われる牛
2002 年 5 月	2007 年	65 か月齢	死亡牛
2002 年 11 月	2009 年	83 か月齢	健康と畜牛
2003 年 2 月	2008 年	68 か月齢	コホート牛
2003 年 3 月	2008 年	66 か月齢	死亡牛
2003 年 3 月	2011 年	97 か月齢	死亡牛
2004 年 4 月	2009 年	67 か月齢	健康と畜牛
2010 年 1 月	2015 年	65 か月齢	死亡牛

2

(参照 2, 3)

3

1 <参照文献>

- 2 1 5)アイルランド諮問参考資料. 1-1. Ireland's Application for BSE Categorisation
3 as a Controlled Risk Country.5) アイルランド諮問参考資料. 1-1. Ireland's
4 Application for BSE Categorisation as a Controlled Risk Country.
- 5 2 6)アイルランド諮問参考資料. 2-1. Questionnaire for BSE (Bovine spongiform
6 encephalopathy) Revision: August 8th, 2012.
- 7 3 アイルランド諮問参考資料(2017 年提出). 2-1. 農林水産省追加確認事項. 2017
8 4 欧州議会及び欧州連合理事会. 欧州議会及び理事会規則 (EC) No 1069/2009. 2014
- 9 5 4)DAFM. Department of Agriculture, Food and the Marine Trader Notice MH
10 08/2013. 2013
- 11 6 7)アイルランド諮問参考資料. 1-2. 厚生労働省追加確認事項. 2013
12 7 アイルランド諮問参考資料(2017 年提出). 2-2. 農林水産省追加 2 回目確認事項.
13 2018
- 14 8 2)アイルランド諮問参考資料. 厚生労働省追加確認事項. Request for submission
15 of additional supporting documents on the assessment of health effects by food
16 products. 2013
- 17 9 アイルランド諮問参考資料(2017 年提出). 2-25. Epidemiology Report on a BSE
18 Case on a Dairy Farm in Ireland. 2017
19